

府条例第 81 条の 5 第 1 項 土地の利用履歴等調査結果報告書 審査票

【概要】

届出者 氏名・名称	高槻市 高槻市長 濱田 剛史
届出者 住所	高槻市桃園町 2 番 1 号
対象土地の所在地	高槻市川添一丁目 1155 番、1314 番、1314 番 2、1315 番、1316 番 1、1317 番 1、1317 番 3、1318 番 3
形質変更の着手予定日	令和 3 年 6 月 1 日
形質変更の規模	34,493 m ² (うち、掘削面積 34,493 m ²)

省 略

【内容審査】

管理有害物質（ダイオキシン類）による 土壤汚染状況調査の要件	報告内容	判定
(府条例第 81 条の 5 第 2 項) 当該土地において、過去にダイオキシン類が発生しまたは処理された可能性がある と認められる場合 (廃棄物焼却炉又はパルプ製造等の施設が過去に設置されていた場合)	該当なし	可

【総合所見】

当該土地は、過去にダイオキシン類が発生し、または処理された可能性がないため、管理有害物質（ダイオキシン類）による土壤汚染状況調査結果の報告を要する場合に該当しない。

法第4条第1項 土地の形質の変更届出書 審査票

【概要】

届出者 氏名・名称	高槻市 高槻市長 濱田 剛史
届出者 住所	高槻市桃園町2番1号
対象土地の所在地	高槻市川添一丁目1155番、1314番、1314番2、1315番、1316番1、1317番1、1317番3、1318番3
形質変更の着手予定日	令和3年6月1日
形質変更の規模	34,493 m ² (うち、掘削面積 34,493 m ²)

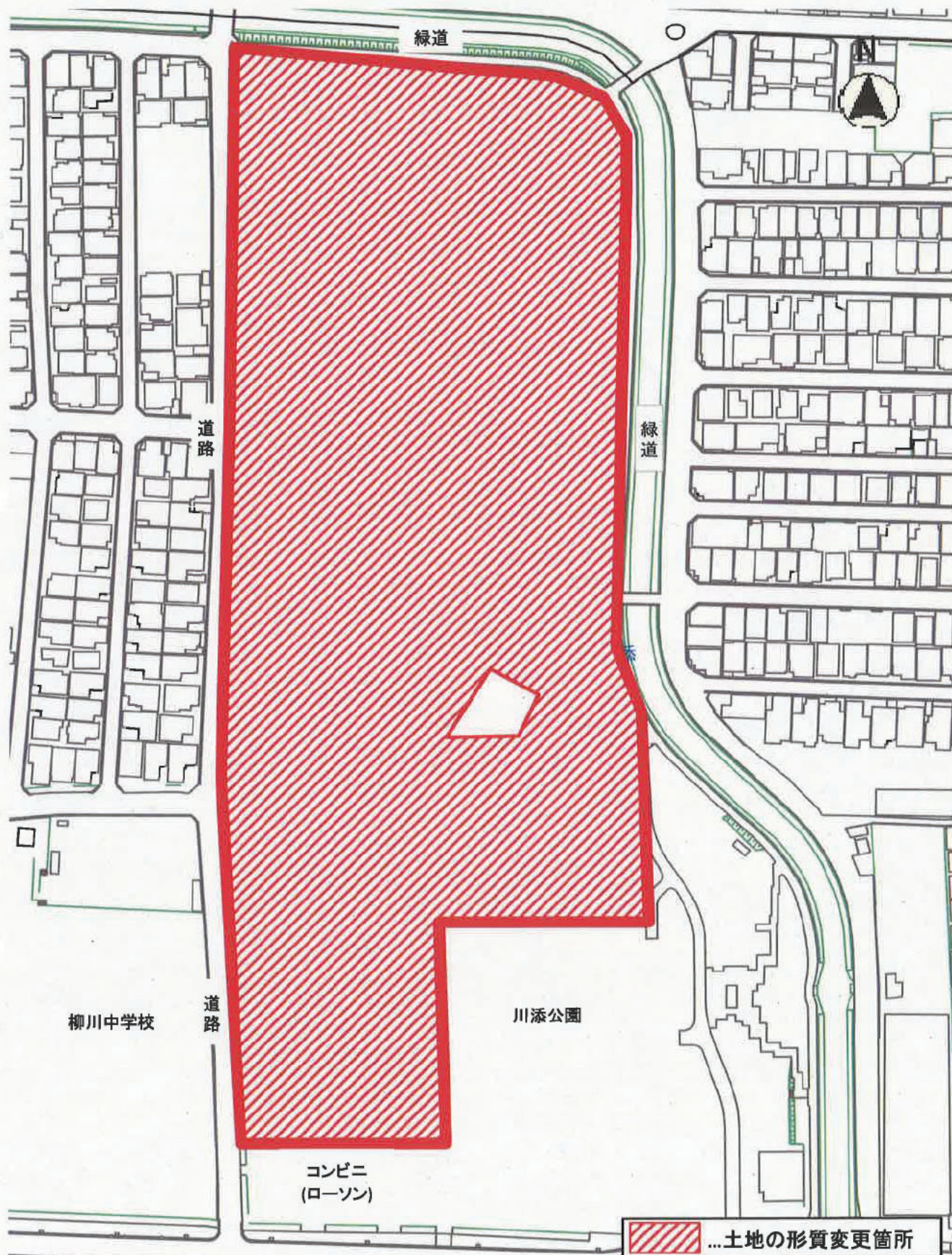
省 略

【内容審査】

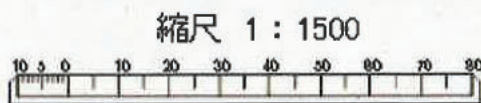
(1) 特定有害物質による汚染のおそれについて(規則第26条)

規 定	内 容	判 定
一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。	該当なし	可
二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。	該当なし	可
三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。	該当なし	可
四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設(特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。)に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。	該当なし	可
五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。	該当なし	可
(総合判定) 規則第26条のいずれの号にも該当しないため、法第4条第3項に基づく調査命令を発出し ない。		

土地の形質変更図



内部使用目的に限る
権利の確認等には一切使用出来ないものです



令和03年02月18日 14時30分

法第4条第1項・府条例第81条の5第1項 審査票

【概要】

届出者 氏名・名称	高槻市 高槻市長 濱田剛史
届出者 住所	大阪府高槻市桃園町2-1
対象土地の所在地	高槻市川添一丁目 1155番、1314番、1314番2、1315番、1316番1、1316番2、1317番1、1317番3、1318番2、1318番3
形質変更の着手予定日	令和4年7月11日
形質変更の規模	面積：14,226.66㎡ 最大掘削深さ：23.2m

省 略

【内容審査】

(1) 特定有害物質による汚染のおそれについて（土壌汚染対策法施行規則第26条）

規 定	内 容	判定
一 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。	該当なし	可
二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。	該当なし	可
三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。	該当なし	可
四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。	該当なし	可
五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。	該当なし	可

(2) ダイオキシン類による汚染のおそれについて

管理有害物質（ダイオキシン類）による 土壤汚染状況調査の要件	報告内容	判定
(府条例第 81 条の 5 第 2 項) 当該土地において、過去にダイオキシン類が発生 したまたは処理された可能性があると思われる場 合 (廃棄物焼却炉又はパルプ製造等の施設が過去 に設置されていた場合)	該当なし	可

【総合所見】

規則第 26 条のいずれの号にも該当しないため、法第 4 条第 3 項に基づく調査命令を発出し
ない。
また、当該土地は、過去にダイオキシン類が発生し、または処理された可能性がないため、
管理有害物質（ダイオキシン類）による土壤汚染状況調査結果の報告を要する場合に該当し
ない。



① 川添公園整備工事範囲

工事場所：大阪府高槻市川添1丁目1155番他

② 富田分署新築工事範囲



Sheet No.
a

Name 中消防富田分署建替及び多機能型消防団等訓練施設整備設計業務

Class 01A位置図50 A3 1:2500 Date 2021.9.30

Scale A1 1:1250 A3 1:2500 Checked by b. s. l. s.

TAKATSUKI CITYHALL A SECTION OF ARCHITECTURE